

第102回安来市議会定例会

(令和5年・令和6年)

3月定例会議議案

(条例関係等) 説明資料

番号	議案名	ページ
議第34号	安来市広域生活バス運行事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議第35号	安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について	2～4
議第36号	安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	5
議第37号	安来市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について	6
議第38号	安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について	7～10
議第40号	安来市地域支え合い活動の推進に関する条例及び安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	11～14
議第41号	安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	15～17
議第42号	安来市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	18～23
議第43号	安来市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について	24～82
議第44号	安来市診療所条例の一部を改正する条例制定について	83
議第45号	安来市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について	84～89
議第46号	安来市学習訓練センター条例の一部を改正する条例制定について	90～92
議第48号	安来市駐車場条例の一部を改正する条例制定について	93・94
議第49号	安来市風致地区条例の一部を改正する条例制定について	95
議第50号	安来市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	96
議第51号	安来市水道事業給水条例及び安来市水道法施行条例の一部を改正する条例制定について	97・98
議第52号	安来市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について	99～103
議第53号	安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	104・105
議第54号 議第55号	市道路線の認定について 市道路線の変更について	106～112

議第34号

安来市広域生活バス運行事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

政策推進部地域振興課

(_____ 改正部分)

改正後	改正前
<p>(路線名)</p> <p>第5条 広域バスの路線名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (15) [略]</p>	<p>(路線名)</p> <p>第5条 広域バスの路線名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>観光ループバス</u></p> <p>(2) ~ (16) [略]</p>

議第35号

安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について 説明資料

総務部人事課

第1条関係 (安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正) (改正部分)

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>(<u>勤勉手当</u>)</p> <p>第15条の2 <u>給与</u>第25条の規定は、<u>任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、<u>前項において準用する給与</u>第25条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>(<u>勤勉手当</u>)</p> <p>第24条の2 <u>給与</u>第25条の規定は、<u>任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれ</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 [略]</p>

<p>の基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第25条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p>	<p>の基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第25条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p>
--	--

第2条関係 (安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (令和5年安来市条例第27号) の一部改正)
(改正部分)

改正後	改正前
<p>第5条 安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第15条第1項後段を削る。</p> <p>第24条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前項の」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項の」を削り、同項を同条第3項とする。</p>	<p>第5条 安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第15条第1項及び第24条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の130」に改める。</p>

第3条関係 (安来市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
(改正部分)

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第5条の3 [略]</p> <p>2 安来市職員の給与に関する条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員</p> <p>のうちに、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間があ</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第5条の3 [略]</p> <p>2 安来市職員の給与に関する条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間があ</p>

る職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)

第6条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が規則で定める日又はそのいずれかの日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

る職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)

第6条 育児休業をした職員(会計年度任用職員

を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が規則で定める日又はそのいずれかの日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(改正部分)

改正後	改正前								
<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 1357 560 2069">区分</th> <th data-bbox="520 1124 560 1357">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 1357 711 2069"> <p>[略] その他必要に応じ条例で設置する審議会等の委員その他の構成員</p> </td> <td data-bbox="560 1124 711 1357"> <p>[略] 日額 6,400円を 超えない範囲内で 市長が定める額</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3(第3条関係)</p> <p>[略]</p>	区分	報酬額	<p>[略] その他必要に応じ条例で設置する審議会等の委員その他の構成員</p>	<p>[略] 日額 6,400円を 超えない範囲内で 市長が定める額</p>	<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 416 560 1124">区分</th> <th data-bbox="520 181 560 416">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 416 711 1124"> <p>[略] その他必要に応じ条例で設置する審議会等の委員その他の構成員</p> </td> <td data-bbox="560 181 711 416"> <p>[略] 日額 6,400円</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3(第3条関係)</p> <p>[略]</p>	区分	報酬額	<p>[略] その他必要に応じ条例で設置する審議会等の委員その他の構成員</p>	<p>[略] 日額 6,400円</p>
区分	報酬額								
<p>[略] その他必要に応じ条例で設置する審議会等の委員その他の構成員</p>	<p>[略] 日額 6,400円を 超えない範囲内で 市長が定める額</p>								
区分	報酬額								
<p>[略] その他必要に応じ条例で設置する審議会等の委員その他の構成員</p>	<p>[略] 日額 6,400円</p>								
<p>備考 投票管理者又は投票立会人が交替して職務に従事する場合における当該職員の額は、次の(1)から(4)までに掲げる選任する時間に応じ、当該(1)から(4)までに定める額とする。</p> <p>(1) 3時間以内 この表に掲げる報酬額の4分の1の額</p> <p>(2) 3時間を超え6時間以内 この表に掲げる報酬額の4分の2の額</p> <p>(3) 6時間を超え10時間以内 この表に掲げる報酬額の4分の3の額</p> <p>(4) 10時間を超える場合 この表に掲げる報酬額</p>									

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 使用許可の期間を月又は且で定める場合における使用料の額は、月で定めた場合にあっては前項の額に12分の1を乗じて得た額とし、且で定めた場合にあっては同項の額に365分の1を乗じて得た額を1日の額とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 使用許可の期間を月 で定める場合における使用料の額は、<u>前項の額に12分の1を乗じて得た額</u>とし、<u>1月未満の場合は、これを1月として算定する</u>。</p> <p>3・4 [略]</p>

(改正部分)

改正後		改正前	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
別表第2の4(第2条関係) 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等の手数料		別表第2の4(第2条関係) 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等の手数料	
1 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この表において「計画」という。)の認定(以下この項及び第3項において「計画の認定」という。)を受けようとする者 ア [略] イ 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下こ		1 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この表において「計画」という。)の認定(以下この項及び第3項において「計画の認定」という。)を受けようとする者 ア [略] イ 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下こ	

<p>の項及び次項において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)を有しないものをいう。以下この項において同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合(ア)～(エ) [略]</p>	[略]
[略]	

別表第2の5(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

区分	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「法」という。)第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項から第6項までにおいて「計画」という。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この項から第4項まで及び第6項において「適合性判定」という。)を受けようとする者	ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物について建築物エ

<p>の項及び次項において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)を有しないものをいう。以下この項において同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合(ア)～(エ) [略]</p>	[略]
[略]	

別表第2の5(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 関係手数料

区分	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表において「法」という。)第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項から第6項までにおいて「計画」という。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この項から第4項まで及び第6項において「適合性判定」という。)を受けようとする者	ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物について建築物エ

エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法(以下この表において「標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合

(ア) 当該建築物が非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分(以下この項から第5項までにおいて「工場等部分」という。)を除く。以下この項から第6項までにおいて同じ。)を有する場合((ウ)の場合を除く。)

a 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の

[略]

エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法(以下この表において「標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合

(ア) 当該建築物が非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分(以下この項から第5項までにおいて「工場等部分」という。)を除く。以下この項から第6項までにおいて同じ。)を有する場合((ウ)の場合を除く。)

a 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の

[略]

<p>床面積を除く。以下この表において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b [略] (イ)・(ウ) [略]</p> <p>イ [略]</p>	<p>床面積を除く。以下この表において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b [略] (イ)・(ウ) [略]</p> <p>イ [略]</p>
<p>5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく計画の変更が同令第3条の軽微な変更(以下この項において「軽微な変更」という。)に該当していることを証する書面の交付(以下この項において「書面の交付」という。)を求めようとする者</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく計画の変更が同令第3条の軽微な変更(以下この項において「軽微な変更」という。)に該当していることを証する書面の交付(以下この項において「書面の交付」という。)を求めようとする者</p> <p>ア・イ [略]</p>
[略]	[略]

議第40号

安来市地域支え合い活動の推進に関する条例及び安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

健康福祉部福祉課

第1条関係 (安来市地域支え合い活動の推進に関する条例の一部改正)

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>安来市<u>高齢者</u>地域支え合い活動の推進に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、近年における急速な少子高齢化の進展及び<u>高齢者</u>を取り巻く生活様式の多様化等に伴い、単身で生活する<u>高齢者及び高齢者等</u>により、誰もが必要とする者になり得ることに鑑み、支援を必要とする者の早期の発見及び地域における支え合い活動の推進を図るため、支え合い活動に関し、その基本理念並びに市及び市民の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき義務等を定め、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「支援を必要とする者」とは、<u>高齢者</u>の日常生活において地域における支援を必要とすると市長が認める者をいう。</p> <p>(団体等に対する情報の提供)</p> <p>第6条 市長は、地域における支え合い活動を推進するために必要があると認めるときは、次項に掲げる団体、者又は機関(以下「団体等」という。)に対し、<u>70歳以上の者のみの世帯に属する者</u>に係る情報(第3項に規定する情報をいう。次項において同じ。)を提供することができ</p>	<p>安来市<u>地域</u>支え合い活動の推進に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、近年における急速な少子高齢化の進展、<u>高齢者及び障害者</u>を取り巻く生活様式の多様化等に伴い、単身で生活する<u>高齢者及び高齢者</u>のみで構成される世帯の増加並びに<u>障害者の世帯構成の変化等</u>により、誰もが必要とする者になり得ることに鑑み、支援を必要とする者の早期の発見及び地域における支え合い活動の推進を図るため、支え合い活動に関し、その基本理念並びに市及び市民の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき義務等を定め、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「支援を必要とする者」とは、<u>高齢者、障害者その他の</u>日常生活において地域における支援を必要とすると市長が認める者をいう。</p> <p>(団体等に対する情報の提供)</p> <p>第6条 市長は、地域における支え合い活動を推進するために必要があると認めるときは、次項に掲げる団体、者又は機関(以下「団体等」という。)に対し、<u>次条から第9条までに定めるところにより、次に掲げる者</u>に係る情報(第3項に規定する情報をいう。次項において同じ。)を提供することができ</p>

る。

- 2 〔略〕
- 3 第1項の規定により提供することができる情報は、当該者の氏名、住所、年齢及び性別(以下「情報」とする。)
- 4 〔略〕
- 5 市長は、第1項の規定により団体等に対し情報を提供しようとするときは、当該者からの同意を得ることなく、これを行うことができる。

る。

- (1) 70歳以上の者のみの世帯に属する者
- (2) 19歳以上の者であって、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により身体障害者手帳1級、2級又は第1種の交付を受け、居宅で生活しているもの
- (3) 19歳以上の者であって、都道府県知事が発行する療育手帳Aの交付を受け、居宅で生活しているもの
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により要介護状態区分3以上の認定を受け、居宅で生活している者
- (5) その他特に市長が必要と認める者

2 〔略〕

- 3 第1項の規定により提供することができる情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、年齢及び性別(以下「情報」という。)

4 〔略〕

(70歳以上の者のみの世帯に属する者に係る情報の提供)

第7条 市長は、前条第1項の規定により団体等に対し同項第1号に掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、当該者からの同意を得ることなく、これを行うことができる。

(身体障害者手帳の交付を受けている者等に係る情報の提供)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により団体等に対し同項第2号から第5号までに掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、規則で定めるところにより、当該者又はその保護者からの同意を得た後に、これを行うことが

<p>できる。</p> <p>(第6条第1項各号のうち2以上の号に該当する者に係る情報の提供)</p> <p><u>第9条</u> <u>第6条第1項第1号</u>に該当する者が同時に同項第2号から第5号までのい ずれかに該当する者であるときは、当該者は、同項第1号に該当する者とし て、<u>第7条の規定を適用する。</u></p> <p>(自主防災組織に対する情報の提供の手続等)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、<u>前条第1項</u>の規定により自主防災組織に対し情報を提供し ようとするときは、当該自主防災組織からの申出に基づき、これを行うも のとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>第8条～第12条</u> [略]</p>	<p>(第6条第1項各号のうち2以上の号に該当する者に係る情報の提供)</p> <p><u>第9条</u> <u>第6条第1項第1号</u>に該当する者が同時に同項第2号から第5号までのい ずれかに該当する者であるときは、当該者は、同項第1号に該当する者とし て、<u>第7条の規定を適用する。</u></p> <p>(自主防災組織に対する情報の提供の手続等)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、<u>第6条第1項</u>の規定により自主防災組織に対し情報を提供し ようとするときは、当該自主防災組織からの申出に基づき、これを行うも のとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>第11条～第15条</u> [略]</p>
--	---

第2条関係 (安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) (改正部分)

<p>改正後</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>機関</td> <td>事務</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安来市高齢者地域支え合い活動の推進に関する条例(平成26 年安来市条例第13号)に基づく名簿の調整等の事務であつて 規則で定めるもの(以下「見守り名簿調整事務」という。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安来市避難行動要支援者名簿に関する条例(令和6年安来市条 例第 号)に基づく名簿の調整等の事務であつて規則で定め るもの(以下「避難行動要支援者名簿調整事務」という。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </table>	機関	事務	市長	[略]		安来市高齢者地域支え合い活動の推進に関する条例(平成26 年安来市条例第13号)に基づく名簿の調整等の事務であつて 規則で定めるもの(以下「見守り名簿調整事務」という。)		安来市避難行動要支援者名簿に関する条例(令和6年安来市条 例第 号)に基づく名簿の調整等の事務であつて規則で定め るもの(以下「避難行動要支援者名簿調整事務」という。)		[略]	<p>改正前</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>機関</td> <td>事務</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安来市 地域支え合い活動の推進に関する条例(平成26 年安来市条例第13号)に基づく名簿の調整等の事務であつて 規則で定めるもの(以下「見守り名簿調整事務」という。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </table>	機関	事務	市長	[略]		安来市 地域支え合い活動の推進に関する条例(平成26 年安来市条例第13号)に基づく名簿の調整等の事務であつて 規則で定めるもの(以下「見守り名簿調整事務」という。)		[略]
機関	事務																		
市長	[略]																		
	安来市高齢者地域支え合い活動の推進に関する条例(平成26 年安来市条例第13号)に基づく名簿の調整等の事務であつて 規則で定めるもの(以下「見守り名簿調整事務」という。)																		
	安来市避難行動要支援者名簿に関する条例(令和6年安来市条 例第 号)に基づく名簿の調整等の事務であつて規則で定め るもの(以下「避難行動要支援者名簿調整事務」という。)																		
	[略]																		
機関	事務																		
市長	[略]																		
	安来市 地域支え合い活動の推進に関する条例(平成26 年安来市条例第13号)に基づく名簿の調整等の事務であつて 規則で定めるもの(以下「見守り名簿調整事務」という。)																		
	[略]																		

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	見守り名簿調整事務 避難行動要支援者名簿調整事務	[略] 住民票関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報、障害者関係情報又は介護保険法による要介護認定若しくは要支援認定に関する情報であって規則で定めるもの
		[略]

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	見守り名簿調整事務	[略] 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		[略]

議第41号

安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 説明資料

健康福祉子ども未来課

(改正部分)

	改 正 後	改 正 前
<p>(<u>揭示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことを行い、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しななければならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と</p>	<p>(<u>揭示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示し</p> <hr/> <p>なければならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子ども</u>の区分に係る利用定員の総数」とあるのは</p>	

「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 [略]

2 [略]

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中

「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同

「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 [略]

2 [略]

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同

号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(電磁的記録等)

第53条 [略]

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等)の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) [略]

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)

_____をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 [略]

号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(電磁的記録等)

第53条 [略]

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等)の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) [略]

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により

一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 [略]

議第42号

安来市介護保険条例の一部を改正する条例制定について 説明資料
健康福祉部介護保険課

介護保険料段階表の推移

第8期（令和3～5年度） 所得段階：第11段階 基準額：6,300円				第9期（令和6～8年度） 所得段階：第15段階 基準額：6,500円				
所得段階	対象者	保険料調整率	保険料年額 (カッコ内月額)	所得段階及び対象者	保険料調整率	保険料年額 (カッコ内月額)		
1	・生活保護受給の方 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.45 (0.25)	34,020 (18,900)	同左	同左	35,490 (19,500)		
			(1,575/月)			(1,625/月)		
2	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.70 (0.45)	52,920 (34,020)			0.685 (0.45)	53,430 (35,100)	
			(2,835/月)			(2,925/月)		
3	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75 (0.70)	56,700 (52,920)			0.69 (0.685)	53,820 (53,430)	
			(4,410/月)			(4,453/月)		
4	世帯の誰かに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	68,040			同左	同左	70,200
			(5,670/月)					(5,850/月)
5	世帯の誰かに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	75,600					78,000
			(6,300/月)					(6,500/月)
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が60万円未満の方	1.20	90,720					同左
			(7,560/月)	(7,800/月)				
7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が60万円以上120万円未満の方	1.25	94,500	97,500				
			(7,875/月)	(8,125/月)				
8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上165万円未満の方	1.30	98,280	101,400				
			(8,190/月)	(8,450/月)				
9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が165万円以上210万円未満の方	1.35	102,060	105,300				
			(8,505/月)	(8,775/月)				
10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	113,400	117,000				
			(9,450/月)	(9,750/月)				
11	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	1.70	128,520	11	1.70	132,600		
				本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	(11,050/月)			
				12	1.90	148,200		
				本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	(12,350/月)			
				13	2.10	163,800		
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	(13,650/月)							
14	2.30	179,400						
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	(14,950/月)							
15	2.40	187,200						
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	(15,600/月)							

※所得段階の第1から第3の保険料調整率及び保険料年額の下段の括弧書きは低所得者保険料軽減後の率及び金額を記載

議第42号

安来市介護保険条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

健康福祉部介護保険課

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,490円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>53,430円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,820円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>70,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>78,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>93,600円</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,020円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,920円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>56,700円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>68,040円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>75,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>90,720円</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イ</p>

又は第14号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 97,500円

ア [略]

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 101,400円

ア [略]

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 105,300円

ア [略]

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 117,000円

ア [略]

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区

に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 94,500円

ア [略]

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 98,280円

ア [略]

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 102,060円

ア [略]

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 113,400円

ア [略]

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区

分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、
第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 132,600円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区
分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ
又は第14号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 148,200円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区
分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第14号
イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 163,800円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区
分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当す
る者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 179,400円

分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)

に該当する者を除く。)

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 187,200円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,500円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,500円」とあるのは、「35,100円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,500円」とあるのは、「53,430円」と読み替えるものとする。

第5条 [略]

2 [略]

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 128,520円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,900円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,900円」とあるのは、「34,020円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,900円」とあるのは、「52,920円」と読み替えるものとする。

第5条 [略]

2 [略]

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

議第43号

安来市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について 説明資料

健康福祉部介護保険課

第1条関係 (安来市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) (改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) [略]</p> <p>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たたる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) [略]</p> <p>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たたる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場</p>

合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 [略]

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は、

他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 [略]

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) [略]

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。第203条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に

合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 [略]

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあり他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 [略]

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) [略]

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

をもって調製するファイルに前項に

<p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、<u>重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第42条 [略]</p>	<p>第42条 [略]</p>
<p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	<p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>
<p>(1) [略]</p>	<p>(1) [略]</p>
<p>(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>(2) 第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>
<p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(3)・(4) [略]</p>
<p>(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、<u>その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p>	<p>(5) 第28条に規定する 市への通知に係る記録</p>
<p>(6) 第28条の規定による市への通知に係る記録</p>	<p>(6) 第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p>
<p>(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p>	<p>(7) 第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(7) 第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>(訪問介護員等の員数)</p>	<p>(訪問介護員等の員数)</p>
<p>第47条 [略]</p>	<p>第47条 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の</u>定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡</p>	<p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の</u>定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡</p>

回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) [略]

(11) [略]

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

- 6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 [略]

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡

回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) [略]

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) [略]

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 [略]

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡

回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)～(9) [略]

(記録の整備)

第58条 [略]

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) [略]

回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5)～(7) [略]

(記録の整備)

第58条 [略]

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

<p>(7)・(8) [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 [略]</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において</p>	<p>(5)・(6) [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 [略]</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において</p>
--	--

同じ。)と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たるとして従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業者の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第28条、第32条の2」とあるのは「第28条、第32条の2」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業者の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

同じ。)と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たるとして従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業者の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条、第32条の2」とあるのは「第28条、第32条の2」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業者の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の37 [略]</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) <u>第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) [略]</p>	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の37 [略]</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p>
---	---

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

(利用定員等)

第65条 [略]

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

(利用定員等)

第65条 [略]

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。若しくは指定介護療養型医療施設

の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応

型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 [略]

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) [略]

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境

型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 [略]

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5)・(6) [略]

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境

<p>を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければなら ない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第79条 [略]</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならぬ。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければなら ない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第79条 [略]</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならぬ。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条の規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項の規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第59条の18第2項の規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) [略]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>
--	---

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の中欄に掲げる施設等がいずれかが併設される場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型介護事業所、指定老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型介護事業所、指定老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	又は介護医療院	介護職員
			又は介護医療院	

7～13 [略]

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

_____ に従事することができる

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の中欄に掲げる施設等がいずれかが併設される場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型介護事業所、指定老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	又は介護医療院	介護職員

7～13 [略]

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を受けて、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができる

<p>ものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>ものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p>	<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p>
<p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならない。</p>	<p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p>
<p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前項の身体的拘束等を行う場合</u>には、その態様及び時間、その際の利用者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。</p>	<p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前号の身体的拘束等を行う場合</u>には、その態様及び時間、その際の利用者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。</p> <p>(7) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話</u></p>

装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)・(9) [略]

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第106条 [略]

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第107条 [略]

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その売結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的な

(7)・(8) [略]

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第106条 [略]

(記録の整備)

第107条 [略]

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その売結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的な

<p>サービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所)の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これら<u>の事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>サービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等</u></p> <hr/> <p><u>の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所)の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u></p>
--	--

(協力医療機関等)

第125条 [略]

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

(協力医療機関等)

第125条 [略]

<p>7・8 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 [略]</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 [略]</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の</p>
---	---

2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 [略]

2～6 [略]

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) [略]

(2) [略]

8～10 [略]

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者¹の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るた

2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 [略]

2～6 [略]

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) [略]

(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(3) [略]

8～10 [略]

めの取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は

他の事業所、施設等若しくは本施設の職務(本施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 [略]

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本施設の職務(本施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 [略]

<p>を定めるように努めなければならない。</p>	
<p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	
<p>(2) <u>当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	
<p>3 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。</u></p>	
<p>4 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>	
<p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	
<p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合には、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p>	
<p>7 <u>〔略〕</u> (記録の整備)</p>	<p>2 <u>〔略〕</u> (記録の整備)</p>
<p>第148条 <u>〔略〕</u></p>	<p>第148条 <u>〔略〕</u></p>
<p>2 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p>	<p>2 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p>

<p>(1) [略]</p> <p>(2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第146条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第146条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p>
---	---

第151条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第6号)並びに第180条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～7 〔略〕

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 病院 栄養士又は 管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) 〔略〕

9～11 〔略〕

第151条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～7 〔略〕

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) 〔略〕

9～11 〔略〕

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)以下「指定介護予防事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。))が併設される場合には、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～17 [略]

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) [略]

2 [略]

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。))が併設される場合には、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～17 [略]

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 医務室 医療法 第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) [略]

2 [略]

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急

変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本施設設の職務(本施設設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師

との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本施設設の職務(本施設設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(協力病院等)

- 第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合ににおいて診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院
を定めておかなければならない。

<p>6 〔略〕</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第176条 〔略〕</p>	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>(準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、<u>第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及</p>
<p>2 〔略〕</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第176条 〔略〕</p>	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>(準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで<u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及</p>

び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 [略]

2～4 [略]

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 [略]

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第180条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の

び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第180条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の

際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われている場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(法第8条第23項第1号に規定するもの)に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、県指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならぬ。

(従業者の員数等)

第191条 〔略〕

2～6 〔略〕

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従

際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われている場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、県指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならぬ。

(従業者の員数等)

第191条 〔略〕

2～6 〔略〕

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従

<p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>ウ <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。</u></p>	<p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>ウ <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。</u></p>
<p>(7)～(11) [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第201条 [略]</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第197条第6号に規定する<u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する<u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する第28条に規定する<u>市への通知に係る記録</u></p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する<u>苦情の内容等の記録</u></p>	<p>(8)～(12) [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第201条 [略]</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第197条第6号の<u>規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する第28条の<u>規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による苦情の内容等の記録</u></p>

(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) [略]

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) [略]

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ

2	〔略〕	<p>の他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条)において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)_により行うことができる。</p>
---	-----	---

2	〔略〕	<p>の他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)_により行うことができる。</p>
---	-----	---

第2条関係(安来市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

(改正部分)

		改 正 後	改 正 前
2	〔略〕	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は 他 の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

(利用定員等)

第9条 [略]

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。))若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設

の運営(同条第7項及び第7条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の他の職務に従事し、又は

他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 [略]

(利用定員等)

第9条 [略]

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。))若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(同条第7項及び第7条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 [略]

<p>よる掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第24条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>よる掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第24条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) [略]</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>
--	--

<p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、<u>その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>	<p>(1)～(9) [略]</p>
<p>(12)～(15) [略]</p> <p>(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>(10)～(13) [略]</p> <p>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>

<p>2・3 [略]</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第63条 [略]</p> <p>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資す</p>	<p>をいう。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、<u>一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)</u>若しくは法第115条の45第1項に規定する第1号介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第63条 [略]</p>
--	--

る方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第64条 [略]

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) [略]

(記録の整備)

第64条 [略]

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) [略]

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活居住ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活居住の管理上支障がない場合は、当該共同生活居住の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(管理者による管理)

第79条 共同生活居住の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型)指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活居住の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 [略]

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活居住ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活居住の管理上支障がない場合は、当該共同生活居住の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(管理者による管理)

第79条 共同生活居住の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型)指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活居住の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 [略]

<p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p>	
<p>7・8 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>

<p>(1) [略]</p> <p>(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(準用)</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(準用)</p>
<p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>

<p>(電磁的記録等)</p> <p>第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たっては、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。_)により行うことができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たっては、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。_)により行うことができる。</p> <p>2 [略]</p>
---	---

第3条関係 (安来市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所_____ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たつて必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 指定介護予防支援事業者_____は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。))ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たつて必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。))を置かなければならない。</p>

る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たると必要多数の介護支援専門員を置かなければならない。

(管理者)

第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 [略]

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あら

(管理者)

第4条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所
ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する

管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 [略]

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あら

<p>はじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができ、こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員</p>	<p>はじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができ、こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員</p>
<p>う求めなければならない。</p>	<p>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p>
<p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>
<p>(1) [略]</p>	<p>(1) [略]</p>
<p>(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</p>
<p>5～8 [略]</p> <p>(利用料等の受領)</p>	<p>をもつて調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 [略]</p> <p>(利用料等の受領)</p>

<p>はじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができ、こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p>	<p>はじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができ、こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>
<p>う求めなければならない。</p>	<p>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p>
<p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>
<p>(1) [略]</p>	<p>(1) [略]</p>
<p>(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>
<p>5～8 [略]</p> <p>(利用料等の受領)</p>	<p>をもつて調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 [略]</p> <p>(利用料等の受領)</p>

<p>第11条 [略]</p>	<p>第11条 [略]</p>
<p>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、<u>それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、<u>利用者の同意を得なければならない。</u></p>
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p>
<p>第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、<u>法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p>	<p>第13条 指定介護予防支援事業者は、<u>法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p>
<p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則<u>平成11年厚生省令第36号</u>)<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p>	<p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則<u>平成11年厚生省令第36号</u>)<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p>
<p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(2)・(3) [略]</p>
<p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、<u>第2条、この章及び次章の規定</u></p>	<p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、<u>第2条、この章及び次章の規定</u></p>
<p>(掲示)</p>	<p>(掲示)</p>
<p>第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要</u></p>	<p>第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要</u></p>

(6) 第27条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置に
ついての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) [略]

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(16) [略]

(17) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回
_____、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない

(5) 第27条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置に
ついての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) [略]

(3)～(16) [略]

(17) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合には、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(18)～(30) [略]

(31) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(準用)

イ 利用者の居宅を訪問しない月

において、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合には、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(18)～(30) [略]

(準用)

<p>第33条 第2章から前章までの規定(第26条第6項及び第7項を除く。)は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第18条」とあるのは「第33条において準用する第18条」と、第11条第1項中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。))とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当た者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(前条)において準用する場合を含む。)及び第31条第28号(前条)において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的記録方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第33条 第2章から前章までの規定(第26条第6項及び第7項を除く。)は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第18条」とあるのは「第33条において準用する第18条」と、第11条第1項中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。))とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当た者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(第33条)において準用する場合を含む。)及び第31条第28号(第33条)において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的記録方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 [略]</p>
<p>第4条関係 (安来市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正) (改正部分)</p> <p>改 正 後</p> <p>(基本方針)</p>	<p>第4条関係 (安来市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正) (改正部分)</p> <p>改 正 前</p> <p>(基本方針)</p>

はじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならぬ。

4 [略]

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) [略]

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。第33条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 [略]

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

3 [略]

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) [略]

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

_____をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 [略]

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

<p>8 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項の規定</u>により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(2)の2 <u>指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p>(2)の3 <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(13) [略]</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p>	<p>7 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項の規定</u>により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3)～(13) [略]</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p>
---	--

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報)が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条)において準用する場合を含む。)及び第15条第27号(前条)において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

_____により行うことができる。

2 [略]

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報)が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第32条)において準用する場合を含む。)及び第15条第27号(第32条)において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 [略]

議第 4 4 号

安来市診療所条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

健康福祉部いきいき健康課

(改正部分)

改 正 後	改 正 前														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="590 1120 782 2067"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>井尻診療所</td> <td>安来市伯太町井尻 3 番地 3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	井尻診療所	安来市伯太町井尻 3 番地 3	〔略〕		<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="590 174 782 1120"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安田診療所</td> <td>安来市伯太町安田中 16 番地 2</td> </tr> <tr> <td>井尻診療所</td> <td>安来市伯太町井尻 3 番地 3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	安田診療所	安来市伯太町安田中 16 番地 2	井尻診療所	安来市伯太町井尻 3 番地 3	〔略〕	
名称	位置														
井尻診療所	安来市伯太町井尻 3 番地 3														
〔略〕															
名称	位置														
安田診療所	安来市伯太町安田中 16 番地 2														
井尻診療所	安来市伯太町井尻 3 番地 3														
〔略〕															

安来市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

政策推進部やすぎ暮らし推進課

企業立地関係奨励金及び助成金（限度額）比較表 【下線部が改正部分】

	安来市		島根県	松江市	出雲市	雲南市	浜田市	江津市	益田市	大田市
	改正前	改正後								
設備投資	投下固定資本総額の 20～30% (3,000万円)	投下固定資本総額の 20～30% (3,000万円)	投下固定資本総額の 5～30% (7～12億円)	投下固定資産税額 3年間分	投下固定資本総額の 5～15% (1億円)	投下固定資産税額 3～5年間分	投下固定資本総額の 5～10% (1億円)	投下固定資産税額 3年間分	投下固定資本総額の 10% (5,000万円)	投下固定資本総額の 10～25% (雇用と合計で5,000万円)
借料	月額1/2・5年間 (240万円/年)	月額1/2・8年間 (240万円/年)	月額1/2・5or8年間 (1,000万円/年・ 5,000円/坪・月)	月額1/2・8年間 (240万円/年)	月額1/3・5年間 (1,000～2,000万円/年・ 5,000円/坪・月)	月額1/2・8年間 (240万円/年・ 1万円/坪・月)	月額1/2・5or8年間 (1,000万円/年)	月額1/2・2～1/3・ 5年間 (1,000万円/年)	月額1/2・5年間 (240万円/年・ 1万円/坪・月)	月額1/2・8年間 (1,000万円/年)
改修費	改修費の3/4 (750万円)	改修費の3/4 (750万円)								
雇用	新規雇用従業員数 ×10万円 (1,500万円) 3年間年度ごとに申請	増加常用従業員数(※) ×50万円 (5,000万円) 3年以内1回申請	増加常用従業員数(※) ×100～130万円 3年以内1回申請	新規雇用従業員数 ×30万円 4年以内1回申請	増加常用従業員数(※) ×50～65万円 (5,000万円) 3年以内1回申請	増加常用雇用者数 ×40or70万円 (5,000万円) 3年以内1回申請	新たな常用従業員数 ×50万円 (5,000万円) 事業着手日の 30日前までに1回申請		増加常用従業員数 ×50万円 (1,000万円)	増加常用従業員数 ×20～50万円 (設備投資と同様) 3年以内1回申請
用地取得		用地取得費の 20% (2億円)		用地取得費の 15～30% (3億円)		用地取得費の 10～40% (5,000万円)		用地取得費の 20%	用地取得費の 15～30%	

※安来市に住民票を置く増加常用従業員に限る。

(改正部分)

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 新設 市内に施設を有しない企業が新たに<u>市内</u>に施設を設置すること及び<u>市内</u>に施設を有する企業が当該施設と業種(日本標準産業分類の中分類)に掲げる産業をいう。次号及び第6号において同じ。)を異にする施設を<u>市内</u>に設置することをいう。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7) 奨励措置 第4条又は第5条の規定による奨励金又は助成金の交付及び便宜供与をいう。</p> <p>(8) <u>指定企業</u> 第6条の規定により、次条に規定する対象企業に該当する旨の指定を受けた企業をいう。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 常用 従業員 _____ 雇用期間の定めのない _____ 従業員及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第1項第2号の継続雇用制度により雇用される従業員(同条第2項の規定により導入されたのみならず<u>認められるもの</u>)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 新設 市内に施設を有しない企業が新たに _____ 施設を設置すること及び<u>市内</u>に施設を有する企業が当該施設と業種(日本標準産業分類の中分類)に掲げる産業をいう。次号及び第6号において同じ。)を異にする施設を _____ 設置することをいう。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7) 奨励措置 第4条又は第5条の規定による奨励金 _____ の交付及び便宜供与をいう。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>新規雇用従業員</u> 立地に伴い新たに雇用した雇用期間の定めのない <u>常用従業員</u>及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第1項第2号の継続雇用制度により雇用される従業員(同条第2項の規定により導入されたのみならず<u>認められる従業員</u>)をいう。</p>

<p>(11) <u>増加常用従業員</u> 第6条に規定する指定の申請の受理日と比較し、<u>指定企業又は指定企業が資本金の全額を出資する企業が交付対象期間に当該指定企業の立地に伴い増加させた常用従業員をいう。</u></p>	<p>(10)・(11) [略]</p>
<p>(12)・(13) [略]</p> <p>(14) <u>空き物件</u> 市内に設置されている事業の用に供されていない又はこれから設置される予定の工場、店舗、倉庫又は事務所であって、賃貸又はリースが可能なものをいう。</p>	<p>(12) <u>空き工場等</u> 市内に設置されている事業の用に供されていない又はこれから設置される予定の工場、店舗、倉庫又は事務所であって、賃貸又はリースが可能なものをいう。</p>
<p>(15)～(17) [略]</p> <p>(18) <u>改修費等</u> 建物の改装又は改築に係る費用をいう。</p> <p>(対象企業)</p>	<p>(13)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>改装費等</u> 建物の改装又は改築に係る費用をいう。</p> <p>(対象企業)</p>
<p>第3条 <u>奨励措置の対象となる企業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>新設を行う場合であって、次の全てに該当するもの</u></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>当該新設に係る増加常用従業員の数が5人(中小企業にあつては、2人)以上であること。</u></p> <p>エ <u>業績の安定性、成長性、信用度等において優良な企業体質を備えていること。</u></p> <p>オ [略]</p> <p>(2) <u>増設又は移設を行う場合であって、次の全てに該当するもの</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ <u>業績の安定性、成長性、信用度等において優良な企業体質を備えて</u></p>	<p>第3条 <u>奨励措置の対象となる企業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>新設を行う場合であって、次の全てに該当するもの</u></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>当該新設に係る新規雇用従業員の数が5人(中小企業にあつては、2人)以上であること。</u></p> <p>エ [略]</p> <p>(2) <u>増設又は移設を行う場合であって、次の全てに該当するもの</u></p> <p>ア～ウ [略]</p>

いること。

才 [略]

2 [略]

(奨励金又は助成金の交付)

第4条 市長は、企業に対し、予算の範囲内で、次に掲げる奨励金又は助成金を交付することができる。

(1) [略]

(2) 家賃助成金

(3) 改修費助成金

(4) [略]

(5) 用地造成費助成金

2 奨励金又は助成金の種別ごとの額等は、別表に定めるとおりとする。

3 奨励金又は助成金の種別ごとの交付要件は、規則で定める。

(便宜供与)

第5条 市長は、奨励金又は助成金の交付のほか、企業の立地を促進するための援助、協力、あっせんその他の便宜を供与することができる。

(奨励金又は助成金の返還)

三 [略]

2 [略]

3 第1項第1号イ若しくはウ又は同項第2号イ若しくはウの規定にかかわらず、中小企業が公的機関によって造成された企業団地の用地を取得して3年以内に事業開始をした場合には、奨励措置の対象とする。

(奨励金_____の交付)

第4条 市長は、企業に対し、予算の範囲内で、次に掲げる奨励金_____を交付することができる。

(1) [略]

(2) 空き工場等活用奨励金A(賃借料等助成)

(3) 空き工場等活用奨励金B(改装費等助成)

(4) [略]

2 奨励金_____の種別ごとの額等は、別表に定めるとおりとする。

3 奨励金_____の種別ごとの交付要件は、規則で定める。

(便宜供与)

第5条 市長は、奨励金_____の交付のほか、企業の立地を促進するための援助、協力、あっせんその他の便宜を供与することができる。

(奨励金_____の返還)

第9条 市長は、前条の規定により奨励措置を取り消した場合において、既に交付した奨励金又は助成金があるときは、当該企業から期限を定めて当該交付した奨励金又は助成金の全部又は一部を返還させることができる。

別表(第4条関係)

奨励金又は助成金の種別	奨励金又は助成金の額等
立地奨励金	次のアからウまでに掲げる額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内で市長が定める額とする。ただし、3,000万円を限度とする。 ア 小規模企業者による立地であつて、かつ、中山間地域への立地である場合は、立地に伴う投下固定資本総額(用地造成費助成金の交付を受けようとするときは、土地の取得に要する経費を除く。)の100分の30に相当する額 イ 小規模企業者による立地又は中山間地域への立地のいずれかである場合は、立地に伴う投下固定資本総額(用地造成費助成金の交付を受けようとするときは、土地の取得に要する経費を除く。)の100分の20に相当する額 ウ 上記ア又はイのいずれにも該当しない場合は、立地に伴う投下固定資本総額(用地造成費助成金の交付を受けようとするときは、土地の取得に要する経費を除く。)の100分の10に相当する額
家賃助成金	空き物件の使用に当たり、企業が負担する賃借料等の月額(共益費又は管理費を含む。ただし、敷金及び礼金並びにこれに類する経費を除く。)の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内で市長が定める額とする。ただし、20万円を限度とし、交付対

第9条 市長は、前条の規定により奨励措置を取り消した場合において、既に交付した奨励金があるときは、当該企業から期限を定めて当該交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

別表(第4条関係)

奨励金の種別	奨励金の額等
立地奨励金	次のアからウまでに掲げる額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内で市長が定める額とする。ただし、3,000万円を限度とする。 ア 小規模企業者による立地であつて、かつ、中山間地域への立地である場合は、立地に伴う投下固定資本総額 イ 小規模企業者による立地又は中山間地域への立地のいずれかである場合は、立地に伴う投下固定資本総額 ウ 上記ア又はイのいずれにも該当しない場合は、立地に伴う投下固定資本総額 の100分の20に相当する額 の100分の10に相当する額
空き工場等活用奨励金A (賃借料等助成)	空き工場等の使用に当たり、企業が負担する賃借料等の月額(共益費又は管理費を含む。ただし、敷金及び礼金並びにこれに類する経費を除く。)の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内で市長が定める額とする。ただし、20万円を限度とし、交付対

	<p>象期間は<u>作業開始の日</u>の属する月から<u>96月以内</u>とする。</p>
<p><u>改修費助成金</u></p>	<p><u>空き物件</u>の<u>改修費等</u>(当該<u>空き物件</u>の使用を開始する前に行った<u>改装又は改装に係るもの</u>に限る。)のうち、企業が負担した額の4分の3に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内で市長が定める額とする。ただし、750万円を限度とする。</p>
<p><u>雇用促進奨励金</u></p>	<p>交付申請時点の増加常用従業員のうち、安来市の住民基本台帳に記録されている者の人数に50万円を乗じて得た額とし、交付対象期間は<u>作業開始の日</u>の属する<u>月</u>から3年以内とする。ただし、5,000万円を限度とする。</p>
<p><u>用地造成費助成金</u></p>	<p>立地に伴う<u>投下固定資本総額</u>のうち土地の取得に要する<u>経費及び当該土地の造成工事費</u>(設計費、測量費、調査費(地盤調査及び埋蔵文化財調査を含む。))及び<u>地盤改良、上下水道の敷設、排水路整備、道路整備等の産業用地</u>として市長が必要と認める整備費を含む。)の100分の20に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内で市長が定める額とする。ただし、2億円を限度とする。</p>
	<p>象期間は<u>作業開始の日</u>の属する月から<u>60月以内</u>とする。</p>
<p><u>空き工場等活用奨励金B</u> (<u>改装費等助成</u>)</p>	<p><u>空き工場等の改装費等</u>(当該<u>空き工場等</u>の使用を開始する前に行った<u>改装又は改装に係るもの</u>に限る。)のうち、企業が負担した額の4分の3に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内で市長が定める額とする。ただし、750万円を限度とする。</p>
<p><u>雇用促進奨励金</u></p>	<p><u>新規雇用</u>従業員のうち、安来市の住民基本台帳に記録されている者の人数に<u>単年度当たり10万円</u>を乗じて得た額とし、交付対象期間は<u>作業開始の日</u>の属する<u>年度</u>から3年以内とする。ただし、総額1,500万円を限度とする。</p>

<p>第12条 [略]</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(利用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>(指定管理者の指示)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>別表第1(第4条、第11条関係) 有料施設利用料金の基準額</p>	<p>第11条 [略]</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(利用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(指定管理者の指示)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>別表 (第4条、第10条関係) 有料施設利用料金の基準額</p>										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td colspan="2">金額(1時間当たり)</td> </tr> <tr> <td>営利を目的としないとき 午前9時～午後5時</td> <td>営利を目的とするとき 午前9時～午後9時</td> </tr> </table>	区分	金額(1時間当たり)		営利を目的としないとき 午前9時～午後5時	営利を目的とするとき 午前9時～午後9時	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td colspan="2">金額(1時間当たり)</td> </tr> <tr> <td>営利を目的としないとき 午前9時～午後9時</td> <td>営利を目的とするとき 午前9時～午後5時</td> </tr> </table>	区分	金額(1時間当たり)		営利を目的としないとき 午前9時～午後9時	営利を目的とするとき 午前9時～午後5時
区分		金額(1時間当たり)									
	営利を目的としないとき 午前9時～午後5時	営利を目的とするとき 午前9時～午後9時									
区分	金額(1時間当たり)										
	営利を目的としないとき 午前9時～午後9時	営利を目的とするとき 午前9時～午後5時									

[略]			
第2教室	667	858	1,334
			1,715
[略]			

備考 [略]

別表第2(第4条、第11条関係)
事務室利用料金の基準額

	<u>区分</u>	<u>金額(1月当たり)</u>
事務室		100,000 円

備考

- 1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 2 利用期間が1月に満たない場合の利用料金は、日割りにより計算した額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

[略]			
第2教室	667	858	1,334
			1,715
第3教室	762	953	1,524
			1,905
[略]			

備考 [略]

(改正部分)

改 正 後	改 正 前																																									
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新町駐車場</td> <td>安来市安来町 1961 番地 1</td> </tr> <tr> <td>志多町駐車場</td> <td>安来市広瀬町広瀬 1103 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料の納付)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">使用 期間</th> <th style="text-align: center;">金額(1台当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新町駐車場</td> <td>1月</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>志多町駐車場</td> <td>1月</td> <td>3,249</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用期間が1月に満たない場合又は1月に満たない端数を生じた場</p>	名称	位置	新町駐車場	安来市安来町 1961 番地 1	志多町駐車場	安来市広瀬町広瀬 1103 番地	名称	使用 期間	金額(1台当たり)	新町駐車場	1月	4,000	志多町駐車場	1月	3,249	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東小路駐車場</td> <td>安来市安来町 1854 番地 6</td> </tr> <tr> <td>新町駐車場</td> <td>安来市安来町 1961 番地 1</td> </tr> <tr> <td>志多町駐車場</td> <td>安来市広瀬町広瀬 1103 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料の納付)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、第1項の使用料の額から1割を減じた額をもって、駐車回数券を発行することができる。</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用時間及び期間</th> <th style="text-align: center;">金額(1台あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東小路駐車場</td> <td rowspan="2">一般</td> <td>1時間～9時間</td> <td>1時間につき 96</td> </tr> <tr> <td>10時間～24時間</td> <td>953</td> </tr> <tr> <td>新町駐車場</td> <td>定期</td> <td>1月</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>志多町駐車場</td> <td>定期</td> <td>1月</td> <td>3,249</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 一般とは、1時間を単位として駐車するもので、1時間に満たない端数</p>	名称	位置	東小路駐車場	安来市安来町 1854 番地 6	新町駐車場	安来市安来町 1961 番地 1	志多町駐車場	安来市広瀬町広瀬 1103 番地	名称	区分	使用時間及び期間	金額(1台あたり)	東小路駐車場	一般	1時間～9時間	1時間につき 96	10時間～24時間	953	新町駐車場	定期	1月	4,000	志多町駐車場	定期	1月	3,249
名称	位置																																									
新町駐車場	安来市安来町 1961 番地 1																																									
志多町駐車場	安来市広瀬町広瀬 1103 番地																																									
名称	使用 期間	金額(1台当たり)																																								
新町駐車場	1月	4,000																																								
志多町駐車場	1月	3,249																																								
名称	位置																																									
東小路駐車場	安来市安来町 1854 番地 6																																									
新町駐車場	安来市安来町 1961 番地 1																																									
志多町駐車場	安来市広瀬町広瀬 1103 番地																																									
名称	区分	使用時間及び期間	金額(1台あたり)																																							
東小路駐車場	一般	1時間～9時間	1時間につき 96																																							
		10時間～24時間	953																																							
新町駐車場	定期	1月	4,000																																							
志多町駐車場	定期	1月	3,249																																							

合には、これを1月とする。

は1時間とみなす。なお、使用時間が24時間を超えるときは、上記の表の一般の区分に基づいて料金の加算を繰り返すものとする。

3 定期とは、1月を単位として駐車するもので、1月に満たない端数は、1月とみなす。

(改正部分)

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(23)～(35) [略]</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(23)～(35) [略]</p>

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(経営の基本) 第3条 [略]</p> <p>2 下水道事業の処理区域は、次に掲げる区域とする。 <u>(1) 市の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域</u> <u>(2) 安来市集落排水施設の設置及び管理に関する条例(平成16年安来市条例第161号。以下この条において「集落排水施設設置条例」という。)別表に掲げる排水区域(コミュニティ・プラントに係る排水区域を除く。)</u> <u>(3) 安来市個別処理施設の設置及び管理に関する条例(平成16年安来市条例第153号)第4条第1項に規定する処理区域</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 <u>集落排水施設のうち下水道事業の処理施設は、集落排水施設設置条例別表に掲げる施設(コミュニティ・プラントに係る施設を除く。)とする。</u></p> <p>6 <u>個別処理施設のうち下水道事業の処理施設は、市が管理する個別排水処理施設及び特定地域生活排水処理施設とする。</u></p>	<p>(経営の基本) 第3条 [略]</p> <p>2 排水区域は、市の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。</p> <p>3・4 [略]</p>

第1条関係 (安来市水道事業給水条例の一部改正)

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(給水装置の工事等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去した者</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(給水装置の工事等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去した者</p> <p>(2)～(5) [略]</p>

第2条関係 (安来市水道法施行条例の一部改正)

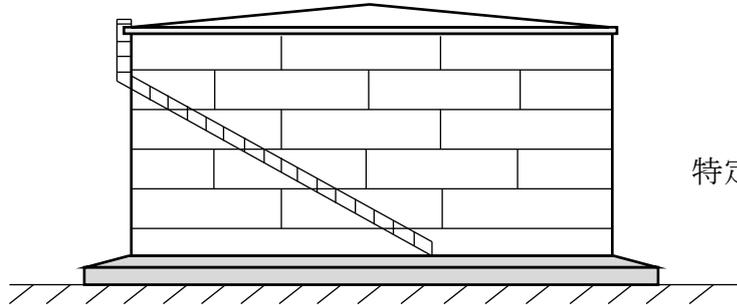
(改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条 〃の規定により水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う資格を有する者</p> <p>(2) 前条第1号 〃、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 前条第1号 〃、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項の規定により水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う資格を有する者</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 厚生労働大臣 〃の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

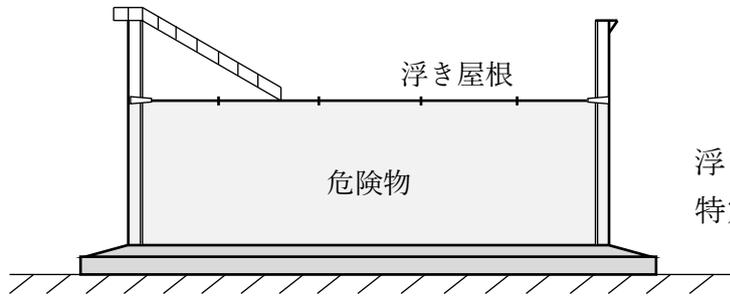
議第52号

安来市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

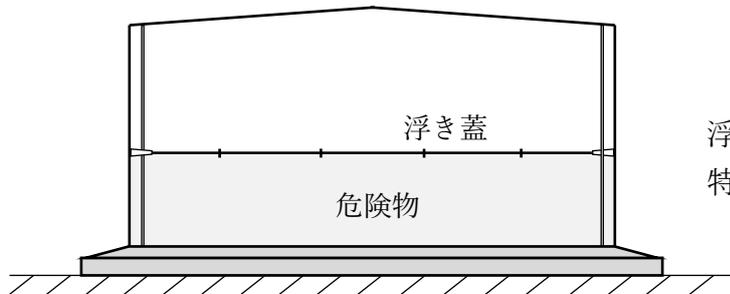
消防本部予防課



特定屋外タンク貯蔵所



浮き屋根式
特定屋外タンク貯蔵所



浮き蓋付
特定屋外タンク貯蔵所



移動式製造設備

(改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)			
事務内容	手数料を徴収する事務	事務内容	金額
[略]			
4 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	4 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	<p style="text-align: center;">[略]</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>① 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円</p> <p>② 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,</p>

000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,720,000円

③ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,920,000円

④ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,360,000円

⑤ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,740,000円

⑥ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋

000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000円

③ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,590,000円

④ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,950,000円

⑤ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,270,000円

⑥ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋

<p>外タンク貯蔵所 <u>5,640,000円</u></p> <p>⑦ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キログラム以上400,000キログラム未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,240,000円</u></p> <p>⑧ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キログラム以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8,790,000円</u></p> <p style="text-align: right;">〔略〕</p>			<p>外タンク貯蔵所 <u>4,550,000円</u></p> <p>⑦ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キログラム以上400,000キログラム未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000円</u></p> <p>⑧ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キログラム以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000円</u></p> <p style="text-align: right;">〔略〕</p>
〔略〕		〔略〕	〔略〕
<p>12 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査</p> <p>イ 同号に該当する者であつて移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができよう設計したものをいう。以下この項、13の項及び18の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の</p>	<p>12 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可に関する事務</p>	〔略〕	<p>イ 同号に該当する者であつて移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができよう設計したものをいう。以下この項及び18の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

	<p>適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)</p> <p>①～⑩ [略]</p>		
	<p>[略]</p>	<p>16 高压ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査に関する事務</p>	<p>12の項の右欄に掲げる高压ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高压ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)</p>
	<p>①～⑩ [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
	<p>備考 [略]</p>	<p>備考 [略]</p>	<p>備考 [略]</p>

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事した事による負傷若しくは疾病により死亡し若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>附 則 (遺族補償年金の受給資格年齢の特例等) 第4条の2 次の表の左欄に掲げる期間に公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した非常勤消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事した事による負傷若しくは疾病により死亡し若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>附 則 (遺族補償年金の受給資格年齢の特例等) 第4条の2 次の表の左欄に掲げる期間に公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した非常勤消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹</p>

であって、当該非常勤消防団員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの(第11条第1項第4号に規定する者であって第13条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。)は、第11条第1項

の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第1項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第4条の2第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第13条第2項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項第1号から第4号までのいずれか」とする。

[略]

2 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるとき順位は、第11条第1項 項 規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3・4 [略]

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長・班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考 [略]

であって、当該非常勤消防団員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの(第11条第1項第4号に規定する者であって第13条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。)は、第11条第1項(前項において読み替えられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第1項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第4条の2第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第13条第2項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項第1号から第4号までのいずれか」とする。

[略]

2 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるとき順位は、第11条第1項(第1項において読み替えられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3・4 [略]

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,440	円 13,320	円 14,200
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440
部長・班長及び団員	8,900	9,790	10,670

備考 [略]

議第54号

市道路線の認定について

議第55号

市道路線の変更について

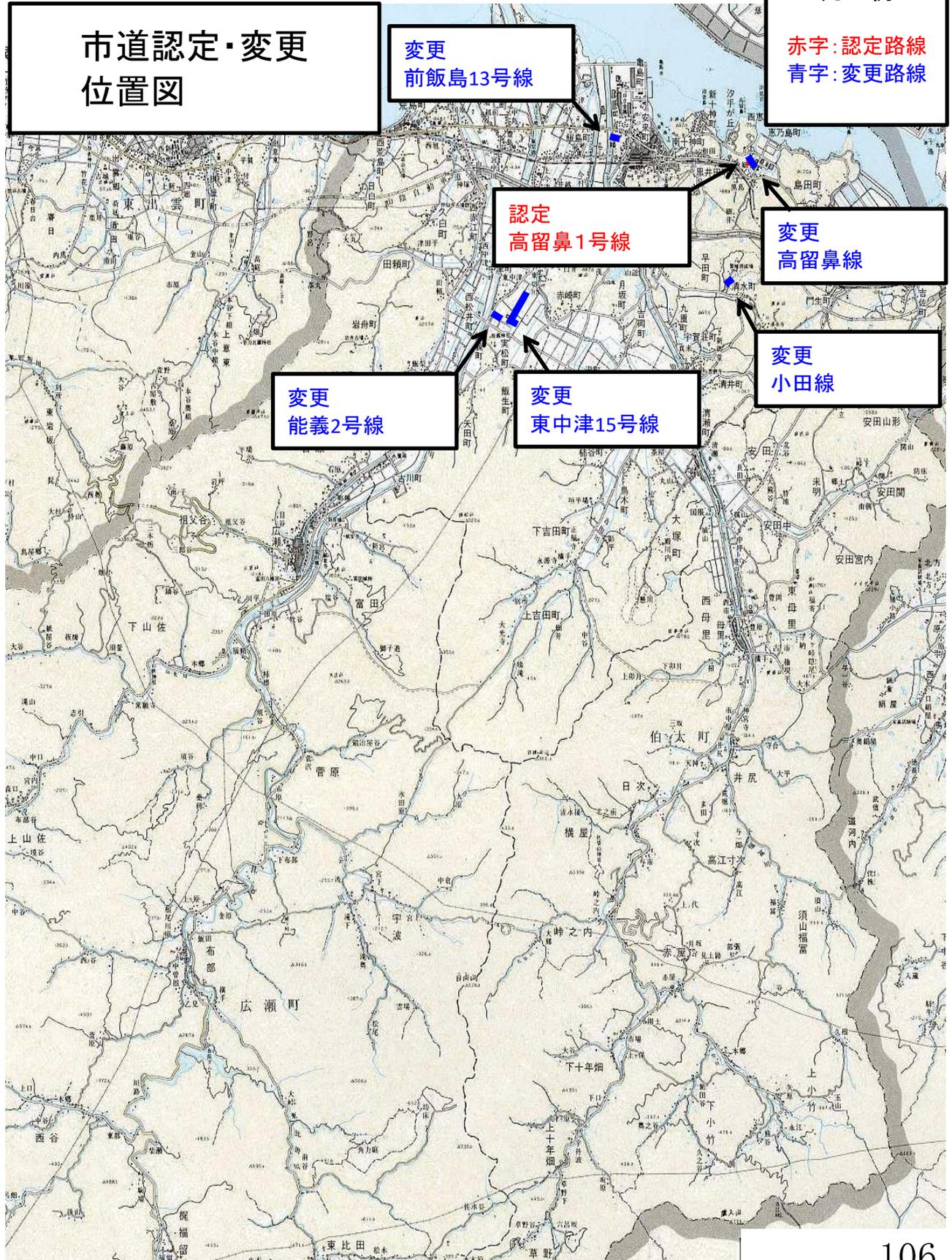
説明資料

建設部土木建設課

凡例

赤字: 認定路線
青字: 変更路線

市道認定・変更
位置図

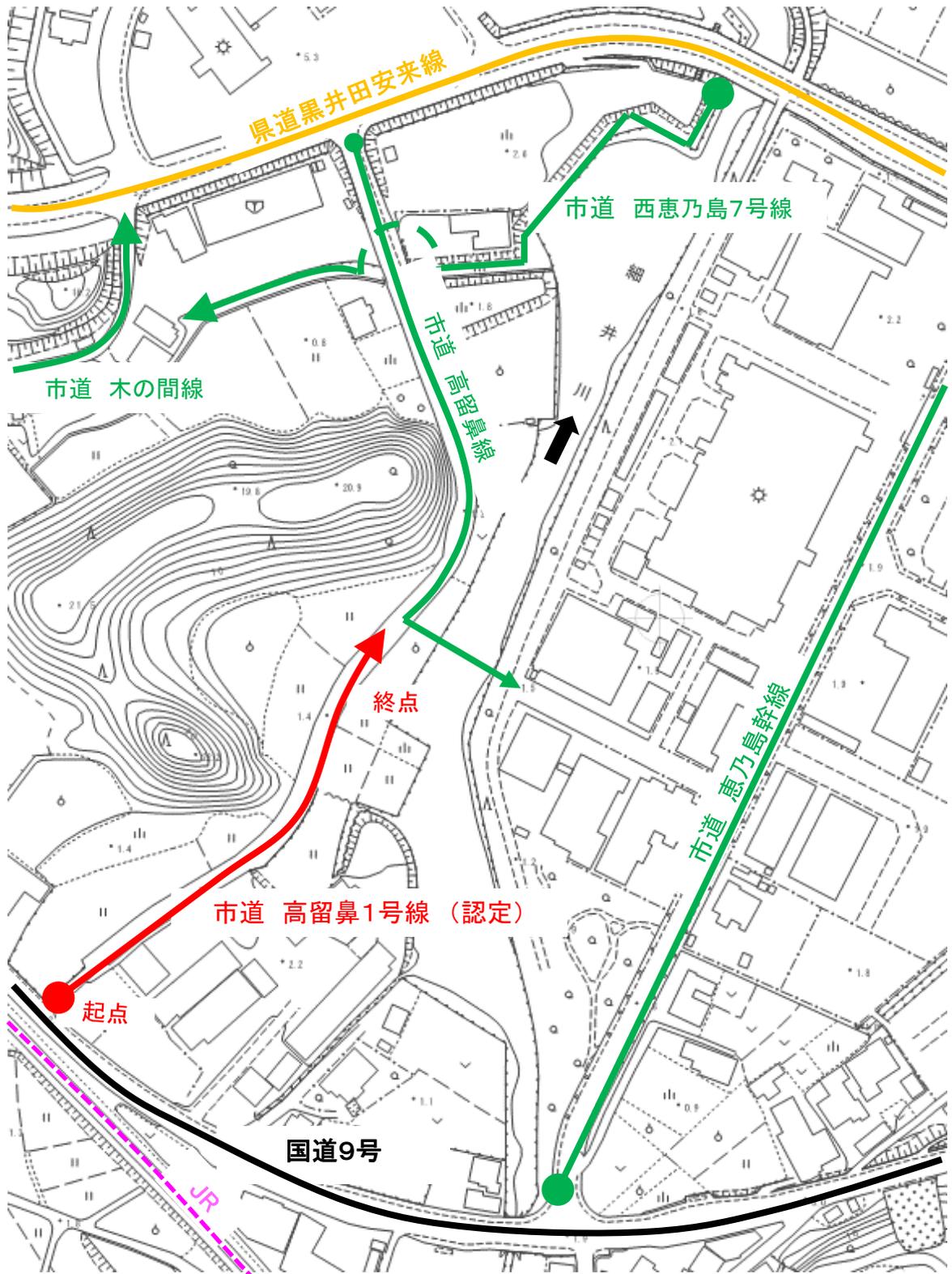


議第54号

市道路線の認定について

説明資料

建設部土木建設課

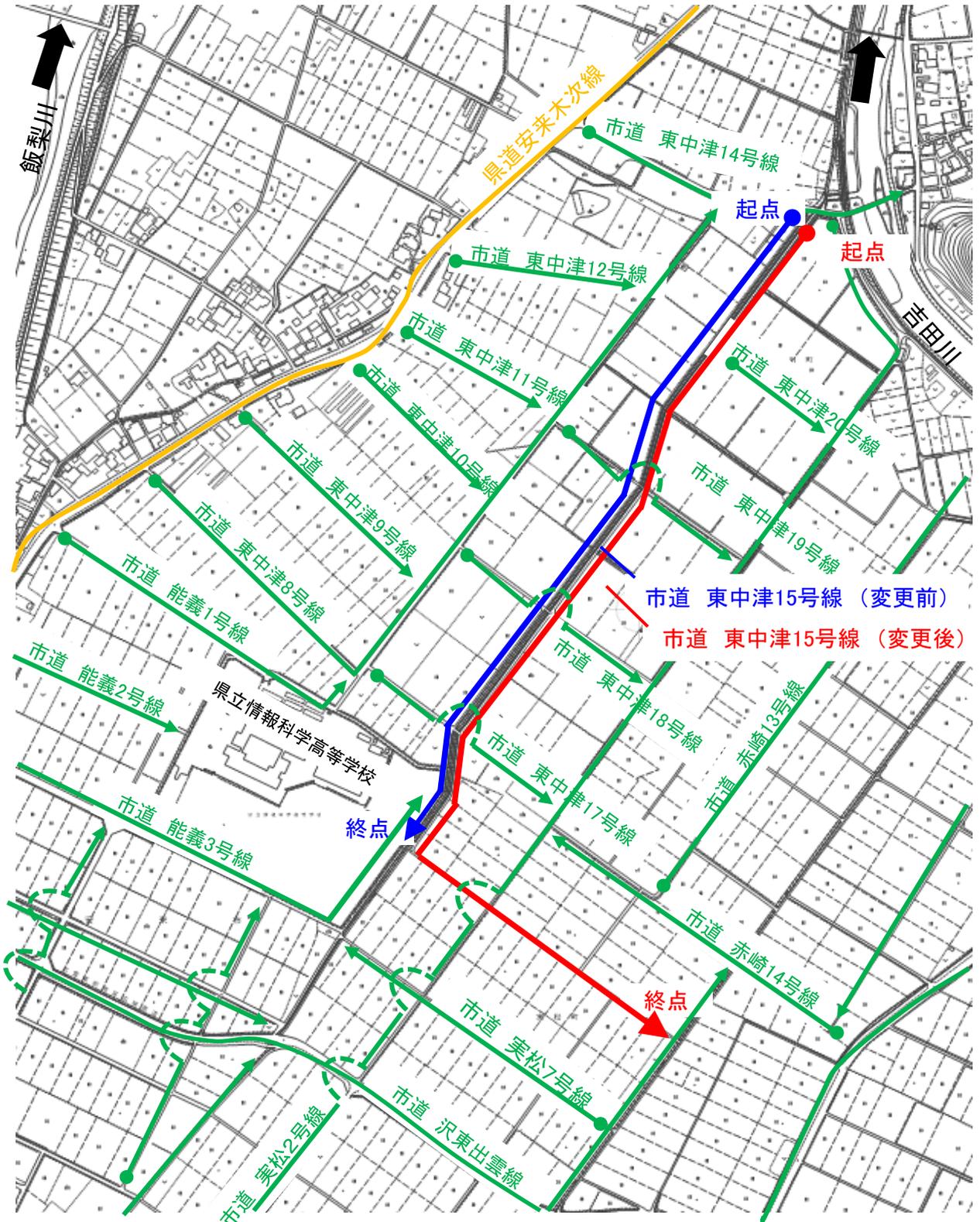


【認定】

路線番号	路線名	延長	幅員
A4188	高留鼻1号線	213.2メートル	8.62メートル

議第55号

市道路線の変更について 説明資料
建設部土木建設課

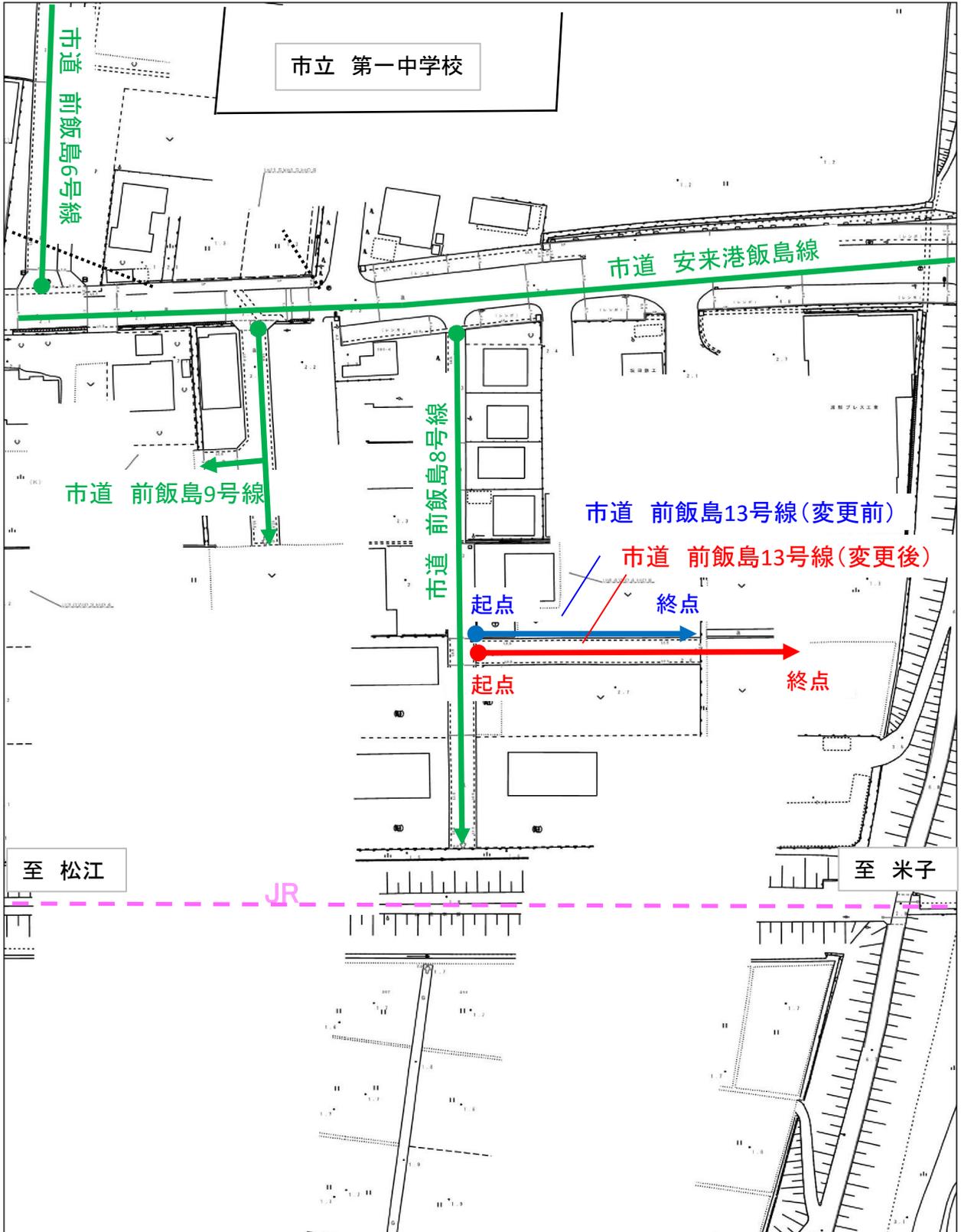


【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
A2254	東中津15号線	777.8メートル	3.39メートル
A2254	東中津15号線	1,133.9メートル	3.09メートル

議第55号

市道路線の変更について 説明資料
建設部土木建設課



【変更】

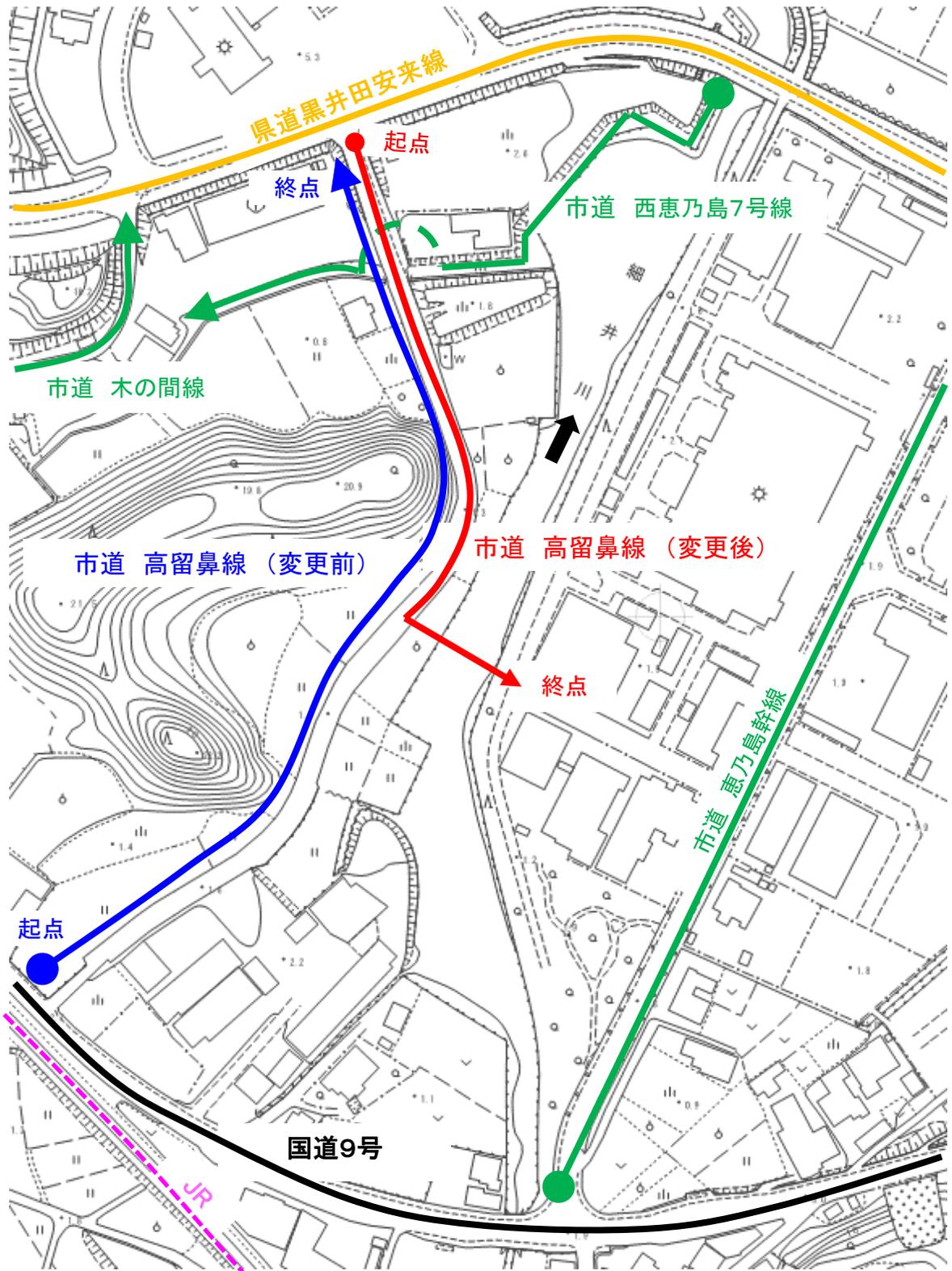
路線番号	路線名	延長	幅員
A3273	前飯島13号線	49.0メートル	6.00メートル
A3273	前飯島13号線	77.0メートル	6.00メートル

議第55号

市道路線の変更について

説明資料

建設部土木建設課



【変更】

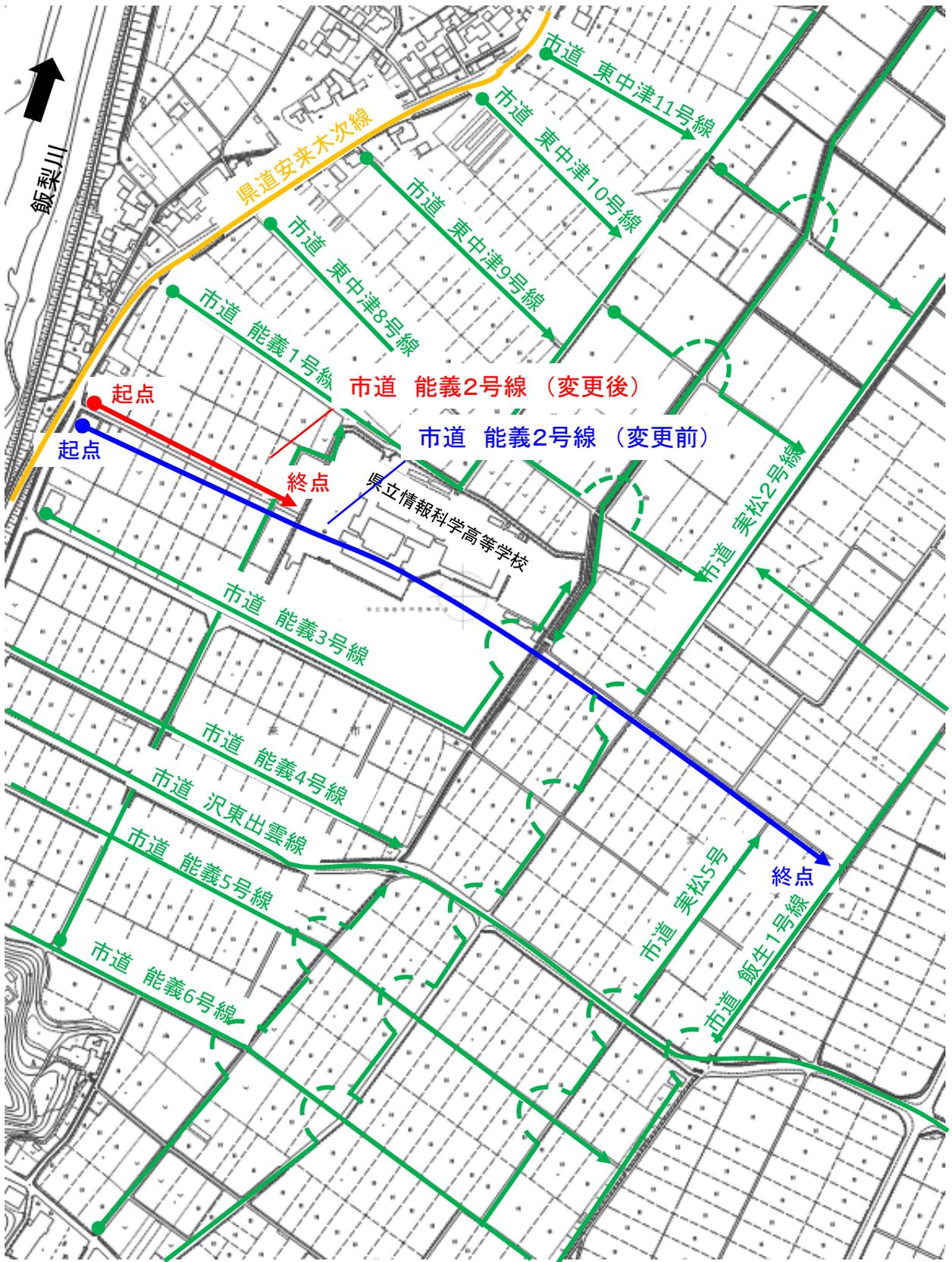
路線番号	路線名	延長	幅員
A4030	高留鼻線	430.0メートル	8.81メートル
A4030	高留鼻線	271.8メートル	8.80メートル

議第55号

市道路線の変更について

説明資料

建設部土木建設課

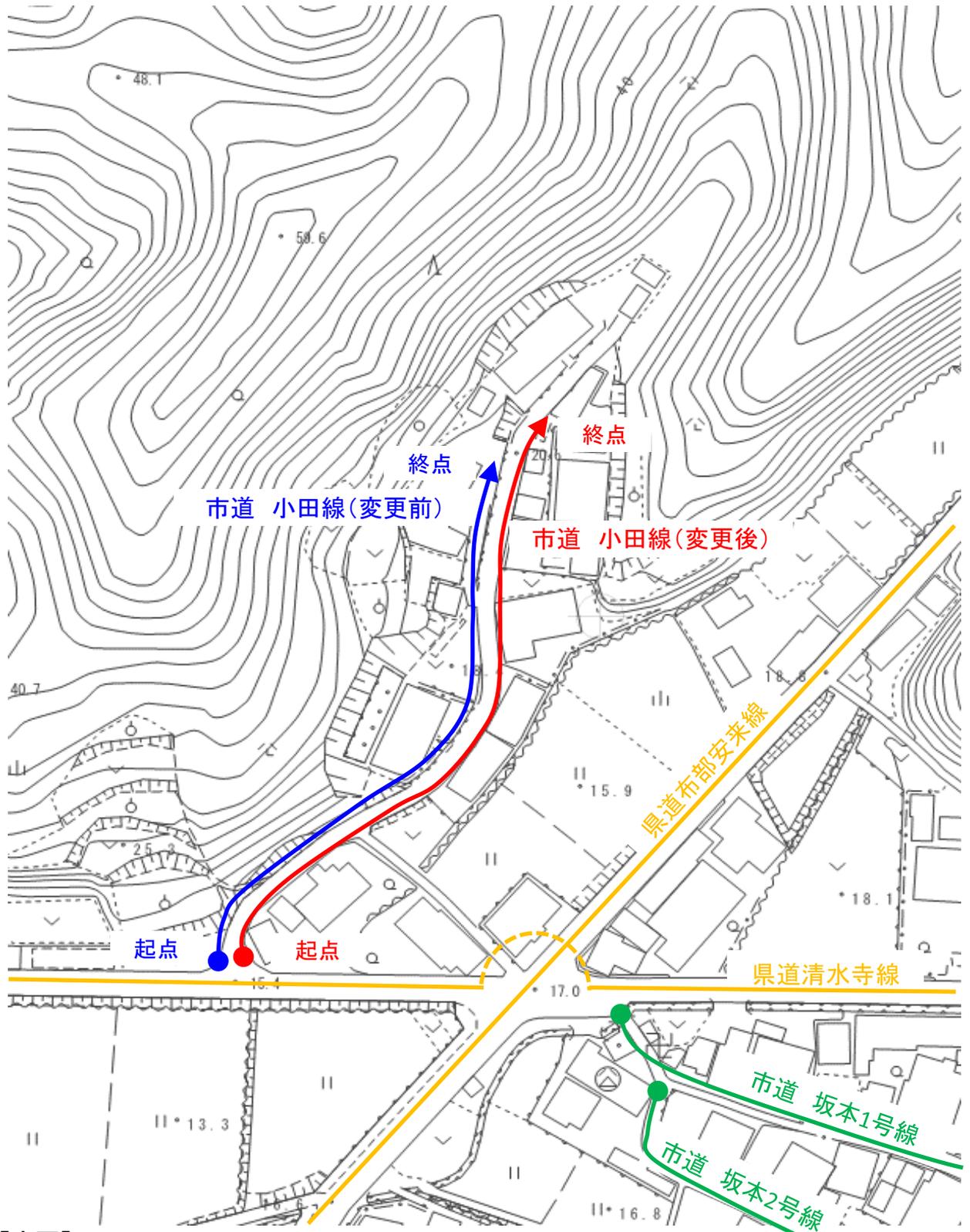


【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
A6002	能義2号線	828.9メートル	3.20メートル
A6002	能義2号線	223.7メートル	4.31メートル

議第55号

市道路線の変更について 説明資料
建設部土木建設課



【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
A7029	小田線	172.0メートル	4.41メートル
A7029	小田線	177.0メートル	4.41メートル